

○国土交通省告示第百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年二月二十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道337号改築工事（道央圏連絡道路「長沼南幌道路」）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道夕張郡長沼町東7線北地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道337号改築工事（道央圏連絡道路「長沼南幌道路」）」（以下「本件事業」という。）は、北海道夕張郡長沼町東10線南地内の南長沼インターチェンジから同道空知郡南幌町南16線西地内の南幌インターチェンジ（仮称）までの延長14.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道337号（以下「本路線」という。）は、北海道千歳市を起点とし、小樽市に至る延長約108kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する空知地域（空知総合振興局管内）は、農業が盛んな地域であり、南幌町で生産された米や月形町で作付されたスターチスは、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）を経由して苫小牧港や新千歳空港から道外へ出荷されている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する最小曲線半径及び車線の幅員を満たさない区間並びに直角交差点が存在し、冬期間は路肩への堆雪により車道幅員が減少し、車両のすれ違いに必要な幅員を確保することができず、大型車混入率が北海道の国道平均と比較して高いことも相まって、冬期における大型車の正面衝突事故などが多数発生している状況にある。また、現道は広大な石狩平野の南東部に位置し、旧夕張川・千歳川に囲まれた平坦な地形を通過することから、大雨による洪水・路面冠水が発生しやすく、過去に全面通行止めが行われているほか、現道の大部分は長沼町及び南幌町公表の洪水ハザードマップにおける浸水想定区域を通過していることから、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、起業者が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成21年1月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音については一部環境基準を上回るものの、排水性舗装の敷設等により環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和4年9月に環境影響評価法等に準じて任意で上記の大気質、騒音等の一部項目について照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるヒシクイ、マガン等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるシジュウカラガン等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているハクガン等、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカリガネ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリ

ガニ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ等、情報不足として掲載されているエゾサンショウウオ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタチハコベ、クロビイタヤ等、準絶滅危惧として掲載されているミズアオイ等、北海道レッドデータブックに絶滅危急種として掲載されているフクジュソウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ヒシクイ等については、本件事業の周辺で営巣地や中継地が確認されたこと等から、モニタリングを実施しながら、確認された営巣地や餌場等との離隔距離に応じて、工事の一時中止や、内容の見直し等を行うほか、低騒音・低振動型の建設機械、工法を採用することとしている。ニホンザリガニ、エゾサンショウウオについては、一部の生息地が改変されることから、必要に応じて、地形改変の最小化、工事前に確認された個体の工事敷地外への移設等を実施することとしている。タチハコベ、フクジュソウ等については、一部の生育環境が消失又は改変されることから、代替生育地への移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が5か所存在するが、試掘調査及び北海道教育委員会との協議の結果、このうち3か所については発掘調査の必要がないことが確認されている。起業者は、今後、残る2か所についても同委員会と協議の上、発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の一般国道を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。南長沼インターチェンジから長沼インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である丘陵地沿いルート案、丘陵地通過ルート案及び農地通過ルート案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、移転対象物件数は最も少ないこと、橋梁延長が最も短く、施工性に優れていると判断されることなどから事業費が最も低く抑えられており、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。長沼インターチェンジ（仮称）から

南幌インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である農地斜め分断回避ルート案、短縮ルート案及び町道沿いルート案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、農地の斜め分断が少なく、移転対象物件数は最も少ないこと、橋梁延長が最も短く、施工性に優れていると判断されることなどから事業費が最も低く抑えられており、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、冬期における大型車の交通事故が多数発生しているほか、自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる道央圏連絡道路整備促進期成会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。